

1 当社と郵便局との関係

HP参照

株式会社かんぽ生命保険の会社情報については、当社ホームページ (<http://www.jp-life.japanpost.jp/>) をご覧ください。

HP参照

郵便局の情報については、郵便局のホームページをご覧ください。

当社(株式会社かんぽ生命保険)は、日本郵政グループ会社の1つです。郵便局に、当社の業務の一部を委託しています。

- 当社は、保険契約の募集業務、保険料の収納業務、保険金の支払請求などの業務の一部を日本郵政グループの「郵便局」に委託しています。




2 当社の商品を取り扱う生命保険募集人

当社の商品を取り扱う生命保険募集人(郵便局や当社の支店の社員)は、保険契約の締結の代理権や告知の受領権はありません。
生命保険募集人に対して、口頭で伝えても当社に告知したことにはなりません。

- 保険契約は、お客さまからの申込みに対して当社が承諾したときに成立します。
- 契約が成立したときには、**申込みの承諾**の通知に代えて、ご契約者に「**保険証券**」を郵送します。
- 基本契約または特約の復活などをする場合にも、原則、当社の承諾が必要です。

当社の承諾が必要な例

- 基本契約または特約の復活
- 特約の中途付加
- ご契約者の変更など



口頭では告知をお受けすることができません。

3 健康状態などの告知

約款参照

普通養老約款「第16～18条」、特別養老約款「第15～17条」、疾病傷害入院特約「第20～22条」

申込みのときには、「健康状態」などについて、正しく告知してください。

▶1 告知

- 生命保険は多数の人々が保険料を出しあって相互に保障しあう制度です。初めから健康状態の良くない方などが契約すると、保険料負担の公平性が保たれなくなります。このため、ご契約者や被保険者には公平性を保つためのルールとして「告知義務」があります。
- 契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名、治療期間など）、現在の健康状態や身体の障がいの状態などに関して、当社が「質問表（告知書）」で尋ねる事項について、事実をありのままに正しく記入（告知）していただく必要があります。

正しく告知をしないと…。



⚠️ ご注意

- 当社の商品を取り扱う生命保険募集人（郵便局や当社の支店の社員）[☑️①](#)には告知受領権がないため、口頭で伝えても当社に告知したことにはなりません。

☑️①しおり11P参照

「当社の商品を取り扱う生命保険募集人」

▶2 告知義務違反による解除

- 当社に告知する内容は「質問表（告知書）」に記載しています。
- もし、これらについて、故意または重大な過失によって、その事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、保障（責任）開始の日[☑️②](#)（復活のときは復活日。以下同じ。）を含めて2年以内であれば、当社は「告知義務違反」として基本契約または特約を解除することがあります。
- 保障（責任）開始の日を含めて2年を経過していても、保険金の支払事由や保険料の払込免除事由が2年以内に発生していたときには、基本契約または特約を解除することがあります。この場合、原則として保険金の支払いや保険料の払込免除を行うことはできません。
- 当社は、すでに保険金を支払ったときには、その返還を請求し、すでに保険料の払込免除をしたときには、その払込免除を取り消し、保険料の払込みを請求します。
- 基本契約または特約を解除したときに、返戻金があれば、ご契約者に支払います。

☑️②しおり15P参照

「契約の保障（責任）の開始と契約日」

 **ご注意**

- 「告知義務違反の内容が特に重大な場合」には、保障(責任)開始の日を含めて2年を経過していても、詐欺による取消しを理由として、保険金の支払いや保険料の払込免除ができないことがあります。

例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症(過去にかかったことのある病気)、現在症(治療中の病気)などについて故意に告知しなかった場合」などが該当することがあります。

- この場合、すでに払い込んだ保険料は返しません。

当社が契約を解除できない例

- ①生命保険募集人が、告知することを妨げたとき
- ②生命保険募集人が、告知しないことや、事実でないことを告げることを勧めたとき
- ③当社が解除の原因を知ったときから1か月間契約の解除を行わないとき

ただし、上記①または②に該当する場合、仮にそうした生命保険募集人の行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または、事実でないことを告げたと認められるときは、当社は基本契約または特約を解除することがあります。

**▶ 3 傷病歴などがある方でも
契約を引受けできる場合があります。**

- 傷病歴などを告知した場合には、基本契約または特約の申込みを引受けできないときもありますが、告知内容によっては引受けできるときもあります。
- 当社では、慢性疾患の治療を受けていても日常生活を支障なく過ごしている方を対象とした「**特定養老保険**」を販売していますので、ご検討ください。

4 保険金の加入限度額

約款参照

普通養老約款「第20条」、特別養老約款「第19条」、災害特約「第18条」、傷害入院特約「第19条」、疾病傷害入院特約「第24条」

①解説

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構^②が日本郵政公社から承継した簡易生命保険の保険契約

②解説

日本郵政公社が解散時点で保有していた郵便貯金契約および簡易生命保険契約を承継し、管理することを業務とする独立行政法人 (<http://www.yuchokampo.go.jp/>)

HP参照

平成27年6月現在の法令に基づいて記載しています。今後、法令の改正によって変更となる場合もあります。最新の情報は、当社ホームページ (<http://www.jp-life.japanpost.jp/>) で確認してください。

加入限度額の範囲内で申込みください。

- 当社の保険契約は、法令により被保険者1人について加入できる保険金額の限度(加入限度額)が定められています。
- 被保険者が「簡易生命保険契約」^①に加入しているときには、当社の生命保険に加入できる保険金額は、下記の加入限度額から、簡易生命保険契約の保険金額を差し引いた額となります。
- 加入限度額を超えた申込みがあったときは、その申込みは引受けできません。
- 基本契約または特約の成立後に、加入限度額の超過が判明したときには、超過した基本契約または特約を解除することがあります。

(1) 基本契約の加入限度額

- 被保険者が満15歳以下のとき … 700万円
- 被保険者が満16歳以上のとき … 1,000万円(被保険者が満55歳以上の場合は、特別養老保険および普通定期保険の保険金額を合わせて800万円)

ただし、被保険者が満20歳以上55歳以下の場合は、一定の条件(契約日を含めて4年以上経過した契約がある場合など)の下に、累計で1,300万円まで加入できます。

(2) 特約の加入限度額

- ①以下の合計で 1,000 万円
災害特約、災害特約(学資保険(H24)用)、介護特約(※)
- ②上記①とは別に、以下の合計で 1,000 万円
傷害入院特約(※)、疾病入院特約(※)、疾病傷害入院特約(※)、無配当傷害入院特約、無配当疾病傷害入院特約、無配当傷害入院特約(学資保険(H24)用)、無配当疾病傷害入院特約(学資保険(H24)用)

- 上記の被保険者の年齢は「満年齢」で計算します。
- 復活の際に適用する加入限度額は、復活申込時点の満年齢で計算します。
- 上記は、法令で定める加入限度額のしくみを説明したものです。そのため、当社が定めるところにより、被保険者の年齢や保険種類によっては、加入できない場合や上記以外に加入できる保険金額に一定の制限があります。
- (※)の保険商品(特約)は、現在、販売していません。

5 契約の保障(責任)の開始と契約日

当社が契約の申込みを承諾した場合、「申込み」および「告知」[①](#)がともに完了した時から、当社は保険金の支払いなどの契約上の保障(責任)を開始します。

申込みをただけでは保障は開始されません。

約款参照

普通養老約款・特別養老約款「第3章」、特約「第4章」

①しおり12P参照

「健康状態などの告知」

②しおり20P参照

「申込み手続きの際の注意点」

▶1 保障(責任)の開始

- 当社が契約の申込みを承諾するかどうかは、健康状態などに関する告知内容などを考慮して判断します。
- 当社が契約の申込みを承諾したときには「承諾の通知」に代えて、ご契約者に「保険証券」[②](#)を郵送します。

●保障(責任)の開始時の例

【事例1】



【事例2】



▶2 契約日

- 契約日は、原則、保障(責任)開始の日を含む月の翌月1日となります。ただし、法人契約(ご契約者が法人)など、一定の条件を満たす場合は、保障(責任)開始の日を契約日と同一にすることができます。
- 契約日は「保険証券」で確認することができます。

 約款参照

責任開始の日を指定する場合の特則条項

▶ 保障(責任)開始の日を指定する場合の特則

ご契約者は、責任開始の日を指定する場合の特則を付加することにより、保障(責任)開始の日を指定することができます。

- ご契約者は、申込日の翌日から申込日の3か月後の月の申込日に相当する日(申込日に相当する日がないときは、その月の末日)の間で、保障(責任)開始の日を指定することができます。
- 当社が契約の申込みを承諾したときは、指定した保障(責任)開始の日から、当社は保険金の支払いなどの契約上の保障(責任)を開始します。
- 第1回保険料は、指定した保障(責任)開始の日からその翌月末までに払い込みください。

【例:申込日が4月15日、保障(責任)開始の日が7月15日の場合】



ご注意

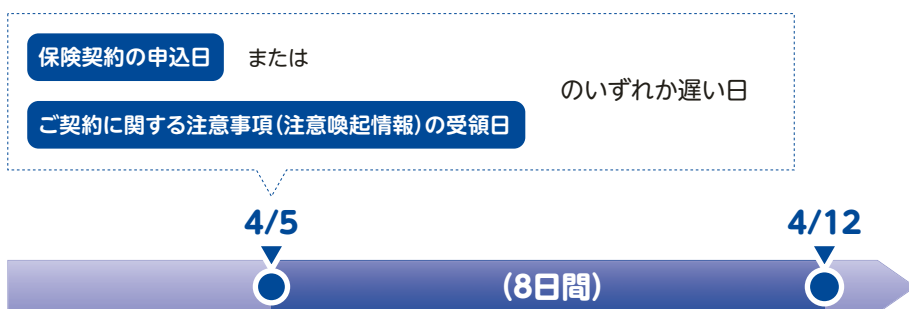
- 申込み後、指定した保障(責任)開始の日を変更することはできません。
- 指定した保障(責任)開始の日以後に告知した場合は、告知した時から保障(責任)が開始となります。
- 当社の定めるところにより、保障(責任)開始の日を指定できる期間を制限することがあります。

6 クーリング・オフ制度

申込日から8日以内であれば、契約の申込みの撤回(クーリング・オフ)ができます。

- 申込者またはご契約者は、「保険契約の申込日」または「ご契約に関する注意事項(注意喚起情報)の受領日」のいずれか遅い日から、**その日を含めて8日以内であれば、書面による通知**により、契約の申込みを撤回(契約成立後は解除。以下、このページでは「撤回など」といいます。)できます。
- 申込みの撤回などがあったときは、すでに払い込んだ保険料は申込者またはご契約者に返します。
- 保険証券が到着したときは、郵便局または当社の支店にご連絡ください。

●クーリング・オフの例



- クーリング・オフの申し出ができる期間は、4/12までの8日間です。
- 郵送による場合は、4/12までの消印のあるものが有効となります。

【保障(責任)開始の日を指定した場合】

- 申込者またはご契約者は、次のいずれか遅い日まで、書面による通知により契約の申込みの撤回などをすることができます。
 - 指定した保障(責任)開始の日の前日
 - 「保険契約の申込日」または「ご契約に関する注意事項(注意喚起情報)の受領日」のいずれか遅い日から、その日を含めて8日目の日

⚠️ ご注意

- 契約の復活の申込みのときには、クーリング・オフ制度は適用されません。

【通知方法】

● 契約の申込みを撤回などする場合には、次の方法があります。

① 来店の方法

以下のものを持参の上、最寄りの郵便局または当社の支店に申し出てください。

- ア 申込者またはご契約者本人であることを証明できる書類
(健康保険証、運転免許証など(原本))
- イ 印章(申込時に使用したもの)
- ウ 申込内容を確認できるもの
(保険契約申込書(お客さま控え)、申込みの際に交付する保険契約申込受付証など)



② 郵送の方法

以下のはがきを、郵便局または当社の支店に郵送してください。

郵送のときは「8日以内の消印のあるものが有効」となります。(※)

(※)保障(責任)開始の日を指定した場合、次のいずれか遅い日までの消印のあるものが有効となります。

- ・指定した保障(責任)開始の日の前日
- ・「保険契約の申込日」または「ご契約に関する注意事項(注意喚起情報)の受領日」のいずれか遅い日から、その日を含めて8日目の日

【クーリング・オフはがき記入例】

すでに保険証券が届いているときは、記載してください。

郵便はがき

切手 □□□□□□

○
○
○
郵便局
あて

△
△市
△△町
△
△
△

下記の保険契約の申込みをクーリング・オフします。

申込年月日 平成〇年〇月〇日
 保険種類名 ○〇〇〇保険
 保険金額 〇,〇〇〇,〇〇〇円
 保険料額 〇〇,〇〇〇円
 被保険者氏名 ○〇〇〇〇
 保険証券記号番号 〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇〇〇

通知年月日 平成〇年〇月〇日
 住所 〒123-4567
 ○〇市○町○-○-○
 氏名 ○〇〇〇〇 (印)

申込みをした郵便局または申込みをした当社の支店に郵送してください。


申込書に押印したものと同一印を押印してください。

はがきを郵送する日付を記載してください。

7 現在の契約の解約・減額を前提とした、 新たな契約の申込みを検討されているお客さまへ

現在の契約を解約・減額して、新たな契約の申込みをする場合、ご契約者に不利益になることもあります。

⚠️ ご注意

- 現在の契約について解約または保険金額を減額した場合に支払う返戻金額は、多くの場合、払い込んだ保険料の合計額より少ない金額となります。特に契約後、短期間で解約した場合は、返戻金がまったくないか、あってもごくわずかです。
- 保険料の基礎となる予定利率などは、現在の契約と新たな契約とは異なることがあります。例えば、新たな契約の予定利率が現在の予定利率より低い場合、保険料が高くなる場合があります。
- 告知が必要な新たな契約の申込みをするときは、一般の契約と同様に「告知義務」①があるため、健康状態などにより、新たな契約の引受けができないことや、その告知をしなかったために、新たな契約が解除または取消しとなる場合があります。

 ①しおり12P参照

「健康状態などの告知」

お気をつけください。



8 当社からの契約内容などの確認

- 当社の担当者または当社が委託した者が、契約の申込み後または保険金などの請求の際に、申込内容や請求内容について確認をする場合があります。
- 確認の際にはご協力をお願いします。

9 申込み手続きの際の注意点

▶ 1 申込書、質問表(告知書)は本人が記入してください。

📖 ①しおり12P参照

「健康状態などの告知」

- 申込書、質問表(告知書)📖①は重要な書類です。ご契約者、被保険者本人が記入してください。



▶ 2 保険金受取人、指定代理請求人📖②を指定してください。

📖 ②しおり29P参照

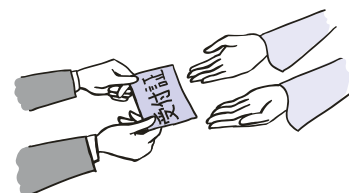
「指定代理請求制度」

- 万が一のときや病気やケガのときに、保険金などの円滑な請求手続きを行うためにも、申込みの際には、保険金受取人および指定代理請求人を指定してください。また、ご契約者から保険金受取人および指定代理請求人の方へ、事前に契約内容について説明してください。

▶ 3 保険契約申込受付証などをお受け取りください。

- 申込みの際に「当社所定の用紙(保険契約申込受付証または保険料充当金領収証(※))」を交付しますので、お受け取りください。

(※) 法人契約(ご契約者が法人)などの場合で、第1回保険料(第1回保険料相当額)を小切手により払い込まれたときに限り、「保険料充当金領収証」を交付します。



▶ 4 保険証券を確認してください。

📖 ③しおり15P参照

「契約の保障(責任)の開始と契約日」

- 「保険証券」📖③が届いたら、申込内容と違いがないか確認してください。

⚠️ ご注意

- 次の場合は、**かんぽコールセンター ☎️ 0120-552-950** ここにきこう にご連絡ください。

- ① 「告知」に関して、不明な点があるとき
- ② 万が一、郵便局または当社の支店の社員が、お客さまから「保険料」や「保険証券」などを「当社所定の用紙」ではなく、名刺やメモで預かったとき
- ③ 「保険証券」や毎年送付するご契約内容のお知らせが、申込内容と異なるときや不明な点があるとき